第６章　障がい福祉サービスの推進（２期計画実績，３期計画目標）及び地域生活、一般就労への移行の数値目標

１　訪問系サービス

（１）訪問系サービスの見込み量

①居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障がい者等包括支援

＜居宅介護＞

障がいのある人のいる家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や洗濯・掃除などの家事援助の提供が行われています。

＜重度訪問介護＞

重度の肢体不自由者で常時介助を要する人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、生活全般にわたる介護のほか、外出時における移動中の介護の提供が行われています。これまでの実績で利用者はありませんでしたが、今後のサービス利用につなげていきます。

＜同行援護＞

重度の視覚障がい者(児)に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報の提供や移動の援護を行います。（平成 23 年 10 月創設）これまでは地域生活支援事業のガイドヘルパーを利用されていた方が、より利用しやすいようにつなげていきます。

＜行動援護＞

知的障がいまたは精神障がいによって行動上著しい困難があるため、常時介護が必要な人に対して、家庭にヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援助や外出時における移動中の介護の提供が行われています。これまでの実績をみると、利用者は少ないですが、今後は増加すると思われます。

＜重度障がい者等包括支援＞

障がい程度区分６（児童については区分３相当）で意思の疎通に著しい困難をともなう人に対して、居宅介護などの複数サービスを包括的に行われています。これまでの実績で利用者はありませんでしたが、今後のサービス利用につなげていきます。

【サービス見込み量】

新たに創設された同行援護の利用と居宅介護等の利用ニーズを勘案し、平成 26 年度で 90 人、1,700 時間の利用を見込みます。

【単位：人/月、時間/月】

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障がい者等包括支援	利用者数	56	65	71	80	85	90
	利用時間	1,085	1,429	1,525	1,600	1,650	1,700

※平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

（2）訪問系サービスにおける見込み量の確保の方策

現在、市内39か所の事業所に加え、市外6事業所によりサービス提供されています。今後の地域生活への移行促進等を踏まえ、サービス提供体制を充実させるため市内及び圏域内において事業所の新規参入を働きかけるとともに、市内介護保険サービス事業所に対し障がい福祉サービスへの参入を促すことで、利用ニーズに応じてサービスを受けることができる提供体制の確保に努めます。

2　日中活動系サービス

（1）日中活動系サービスの見込み量

①生活介護

常時介護が必要であり、障がい程度区分3以上である人、または50歳以上で障がい程度区分が2以上である人に対して、昼間に、入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会の提供が行われています。

【サービス見込み量】

施設の新体系への移行に伴い、本サービスの利用量も増加してきています。平成24年3月末をもって全ての旧体系施設が新体系へ移行すること等を勘案し、平成26年度で93人（うち通所利用者）、2,046人日/月の利用を見込みます。

【単位：人/月、人日/月】

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
生活介護	利用者数	74	80	79	90	92	93
	利用日数	2,369	2,789	2,818	1,980	2,024	2,046

※（ ）内の数値は、利用者数のうち通所者の人数を示しています。※　通所のみの人数は出ません。
※平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

＜機能訓練＞

生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練の提供が行われています。これまでの実績をみると、利用者数は少ないですが、訓練を経て在宅に戻られた利用者があります。

＜生活訓練＞

生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練の提供が行われています。

【サービス見込み量】

機能訓練については、現在１人の利用があり、平成 26 年度で２人、44 人日/月の利用を見込みます。

生活訓練については、現在３人の利用があり、平成 26 年度で４人、88 人日/月の利用を見込みます。

【単位：人/月、人日/月】

		第２期			第３期		
		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
機能訓練	利用者数	0	1	1	2	2	2
	利用日数	0	17	21	44	44	44
生活訓練	利用者数	2	3	3	4	4	4
	利用日数	35	54	58	88	88	88

※平成 21、22 年度は実績、平成 23～26 年度は見込みの数値です。

③就労移行支援

一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる 65 歳未満の人を対象に一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練の提供が行われています。これまでの実績をみると、利用者数は少ない現状にありますが、就労移行支援を立ち上げる事業所と連携し、課題の解決を図っていきます。

【サービス見込み量】

平成 21 年度には、１人の利用がありました。今後においては、特別支援学校の卒業生等の利用等を勘案し、平成 26 年度で２人、40 人日/月の利用を見込みます。

【単位：人/月、人日/月】

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
就労移行支援	利用者数	1	0	0	1	1	2
	利用日数	23	0	0	20	20	40

※平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

④就労継続支援（A型・B型）

＜A型＞

就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練の提供が行われています。現在、京都市内などでの利用が多くなっていますが、平成24年4月から、南丹圏域に1箇所の事業所がサービスをスタートします。

＜B型＞

企業などや就労継続支援A型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練の提供が行われています。これまでの実績をみると、旧体系施設の移行に伴い、利用者は増加しています。

【サービス見込み量】

就労継続支援A型については、現在の利用実績は1名です。平成26年度で2人、44人日/月の利用を見込みます。

就労継続支援B型については、旧体系施設の新体系への移行に伴う利用量の増加と併せて、就労移行支援からの移行者の利用等を勘案し、平成26年度で120人、2,398人日/月の利用を見込みます。

【単位：人/月、人日/月】

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
就労継続支援A型	利用者数	0	0	1	2	2	2
	利用日数	0	0	21	44	44	44
就労継続支援B型	利用者数	76	99	103	115	116	120
	利用日数	1,276	1,701	1,724	2,266	2,332	2,398

※（ ）内の数値は、利用者数のうち入所者の人数を示しています。

※平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

⑤療養介護

病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、①障がい程度区分６で、気管切開をともなう人口呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障がい程度区分５以上の筋ジストロフィー患者または重症心身障がいのある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助の提供が行われています。

【サービス見込み量】

現在、２人の利用があります。市内に在宅生活を送る対象者もあるため、平成26年度で５人の利用を見込みます。

【単位：人/月】

		第２期			第３期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
療養介護	利用者数	1	1	2	5	5	5

※平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

⑥児童デイサービス（児童発達支援、放課後等デイサービス）

療養指導が必要と判断した児童を対象に、日常生活における基本的な動作を取得し、集団生活に適応できるよう、当該児童の身体及び精神の状況や環境に応じて適切な訓練の提供が行われています。利用者は増加しており、今後も早期の療育につなげていく必要があります。

なお、本サービスについては平成24年４月より、未就学児は児童発達支援、学齢児は放課後等デイサービスに移行されます。

【サービス見込み量】

本サービスは、国の方針等を踏まえ、児童発達支援については平成26年度で30人、130日/月の利用を見込みます。

放課後等デイサービスについては、保護者が就労していない児童の利用等を勘案し、平成26年度で15人、68人日/月の利用を見込みます。

【単位：人/月、人日/月】

		第２期			第３期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
児童デイサービス（児童発達支援）	利用者数	18	24	37	26	28	30
	利用日数	73	125	172	120	125	130
放課後等デイサービス	利用者数	－	－	－	10	12	15
	利用日数	－	－	－	60	65	68

※平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

⑦短期入所

居宅で介護する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護など提供が行われています。

【サービス見込み量】

現在、８人の利用実績があります。平成 26 年度で８人、63 人日/月の利用を見込みます。

【単位：人/月、人日/月】

		第２期			第３期		
		H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度
短期入所	利用者数	8	8	8	8	8	8
	利用日数	71	84	99	63	63	63

※平成 21、22 年度は実績、平成 23～26 年度は見込みの数値です。

（２）日中活動系サービスにおける見込み量の確保の方策

日中活動系サービスの利用量の増加については、主に施設の新体系への移行に伴う増加と、特別支援学校卒業生等による利用ニーズの増加が考えられます。

利用者ニーズの増加に対しては、現行の体制で平成 26 年度末までのサービス見込み量に対応できると考えますが、今後、入所施設の新規開設が見込めないことから、通所によるサービス提供を確保するため、必要に応じ南丹圏域においてその整備を協議していくこととします。

３　居住系サービス

（１）居住系サービスの見込み量

①共同生活援助・共同生活介護

＜共同生活援助（グループホーム）＞

就労し、または就労継続支援などの日中活動を利用している知的障がい・精神障がいのある人で、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて介護や支援の提供が行われています。

＜共同生活介護（ケアホーム）＞

生活介護や就労継続支援などの日中活動を利用している知的障がい・精神障がいのある人で、日常生活上の援助を必要とし、障がい程度区分２以上である人を対象に、地域における自立した日常生活に向けて介護や支援の提供が行われています。

【サービス見込み量】

現在、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）については20人の利用があります。平成26年度で22人の利用を見込みます。

【単位：人/月】

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
共同生活援助（GH） 共同生活介護（CH）	利用者数	20	20	20	21	22	22

※平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

②施設入所支援

自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人または生活介護の対象者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【サービス見込み量】

現在、57 人の利用があります。そのうち地域移行における目標数値の対象となる施設への入所者は60人、目標数値の対象外となる旧法身障入所更生施設などから移行した施設への入所者は8人となっています。

第3期計画期間では、おもに施設の新体系への移行に伴う利用量の増加等を勘案し、平成26年度で58人の利用を見込みます。

【単位：人/月】

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
目標数値対象	利用者数	49	58	57	60	55	50
目標数値対象外	利用者数	0	0	0	8	8	8
合　　計	利用者数	49	58	57	68	63	58

※平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。
※目標数値対象外利用者数は、児童福祉法の改正により18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障がい者支援施設等として利用させることとした施設利用者数です。

（2）居住系サービスにおける見込み量の確保の方策

現行の障がい者福祉の施策は、基本的な方向性において地域への移行を推進していますが、施設入所者が増加の傾向にあります。本計画においては施設入所者の削減目標については現状維持を目標としています。

なお、グループホーム、ケアホームについては、施設入所者の地域移行を推進していく上で、施設からの移行の受け皿となることが期待されます。

4　相談支援

（1）相談支援の見込み量

①相談支援

支給決定を受けた障がいのある人またはその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がいのある人の心身の状況やおかれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス利用計画を作成します。

【サービス見込み量】

現在南丹市内には相談支援事業所は7か所であることからサービス供給体制が重要な課題となります。平成26年度で計画相談支援50人、地域移行支援4人、地域定着支援2人の利用を見込みます。

【単位：人/月】

		第2期			第3期		
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
（サービス利用計画作成）計画相談支援	利用者数	0	0	0	25	40	50
地域移行支援	利用者数	0	0	0	2	3	4
地域定着支援	利用者数	0	0	0	1	2	2

※平成21、22年度は実績、平成23～26年度は見込みの数値です。

（2）相談支援における見込み量の確保の方策

平成24年度から段階的に拡大し、平成26年度で全ての対象者に対し実施できるよう特定相談支援事業者の指定を検討するなど、サービス提供体制の確保に努めます。

5　施設入所利用者の地域生活への移行

施設入所者の地域生活への移行を進めるため、その実現に向けて基本指針に基づき平成26年度における数値目標を設定します。

目標値については、第1期計画の策定に際して示した基本指針を踏襲することとし、また、第1期計画からの継続性を確保するため、目標の出発点は第1期計画策定時とすることが指針として示されています。

第2期計画では、第1期計画策定時の入所者数64人、地域生活移行人数7人、目標年度入所者数を61人としていましたが、平成23年10月時点の地域生活移行人数は0人、施設入所者は57人となっています。

第3期計画では、第2期計画と同様に64人を基準値とし、地域生活移行人数を14人、平成26年度末における入所者数を58人とし、入所者数をほぼ現状維持することを目標とします。

項　目	数値	考　え　方
第1期計画策定時入所者数（A）	64人	平成17年10月1日の入所者　人＋特殊要因として0名
目標年度入所者数（B）	58人	平成26年度末時点の入所者数の見込み
【目標値】地域生活移行人数（C）	14人	第1期計画策定時点からの施設入所から地域（グループホーム・ケアホーム等含む）への移行見込み
	21.8%	移行割合（C/A）
【目標値】削減見込み	▲6	第1期計画策定時点から平成26年度末までの施設入所者の削減数（A-B）

※第3期計画より、これまで基準値、目標値から除外されていた旧身体障がい者更生施設等を算入しています。

【目標達成に向けた取り組み】

第3期計画期間においても引き続き施設入所者及び出身世帯の意向を把握し、施設から地域生活への移行を希望する者について、施設等と調整を取りながらサービスの調整、確保を図りつつ、施設退所及び退所後の生活に対する支援を行っていきます。

6　福祉施設から一般就労への移行

福祉施設の利用者の一般就労への移行を進めるため、その実現に向けて基本指針に基づき平成26年度における数値目標を設定します。

> ■国が示す基本指針
> 現在（平成17年10月）の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて、平成26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。

第２期計画においては目標値を４人と設定していました。平成23年10月現在４人が一般就労したことから、平成26年度の目標値の設定においては、４人を目標とします。

項　　目	数値	考　え　方
第1期策定時の年間移行者数	0人	平成17年度の移行実績
現在（平成23年10月）	4人	平成23年度の移行実績
【目標値】 平成26年度の年間移行者数	4人	

【目標達成に向けた取り組み】

今後も障害者就業・生活支援センター、ハローワークとの連携を進めながら、障がい者の就労を支援していきます。

なお、特別支援学校等卒業生を含めた障がい者の就労支援をより一層推進していくため、学校、障がい者(児)生活支援センター、市の連携も強化していきます。

また、特別支援学校の職場実習については、引き続き市役所等において積極的に受け入れを行います。